

令和3（2021）年度農地中間管理事業評価

令和4（2022）年6月22日
農地中間管理事業評価委員会

1. 貸借実績について

農地バンクを活用した貸付面積の累計は8,476ha、令和3年度の貸付面積は1,617haと、事業開始以降最多の実績となった。旧農地利用集積円滑化事業からの移行などにより、年々集積が進み成果が出てきている。

また、令和3年度の栃木県の担い手への農地集積面積は64,123haであり、集積率は52.7%となった。これは、全国で15位という地位にある。

2. 事業の推進について

農地バンクでは、市町、市町公社等40団体と業務委託契約を締結し、20市町に32名の機構集積協力員を設置して事業の推進を図っている。

また、体制をより強固にするため、昨年8月には、栃木県、県農業会議、JA中央会、県土連、県農業振興公社の5者による連携協定を締結した。

人・農地プランの実現に向けた地域の話合いでは、個々の意向を踏まえつつ、地域に近い機構集積協力員や農地利用最適化推進委員と関係機関等が連携した推進体制の構築が必要である。

3. 今後の課題等について

県内多くの地域に、担い手が不足していく状況や、将来的にかなりの農地が荒れてしまう不安等の認識が存在する状態である。具体的な行動の為に、地域の状況、課題、方向性などを可視化し、関係者で話合いを進めることが大事である。この考える契機として、県内外の農地の集積・集約化の仕組み作りの優良事例を知らせることが重要である。

これまで農地の集積・集約化の取組は、農地の出し手の掘り起こしという側面があったが、今後はどのように担い手に地域の農地を利用してもらうかが重要となる。推進体制において、担い手との連携密度を高めていくことが大切である。

これらの推進にあたって、担い手として個別経営体、これらのグループ化、JA出資法人、集落組織など、地域の人材を集結した営農を構築していくことが期待される。

4. 総合評価

農業経営基盤強化促進法の改正によって、人・農地プランの法定化、利用集積計画の廃止による農用地利用集積等促進計画への一本化等、農地バンクの役割がより増していくため、一層の事業推進を期待する。

また、これにより、農地バンクの事業量の増加等が予想されるが、限られた体制で注力すべき点と簡素化すべき点を見極めながら、国への確な制度運用や支援強化等を提案していくことも重要である。